

知北平和公園組合 組合事務用サーバー機能仕様書

1 目的

本事業は、組合の事務用サーバー機能を構築することを目的として実施する。

2 業務名

組合事務用サーバー機能構築業務

3 業務概要

組合事務用サーバー機能の構築

なお、組合事務用サーバー機能の保守は斎場予約システム更新業務又は霊園管理システム更新業務の保守に含むこと。

4 業務期間

- (1) 構築期間 契約日～令和5年8月31日
- (2) 保守期間 令和5年10月1日～令和10年9月30日

5 スケジュール

名称	内容
組合事務用サーバー機能構築	契約日～令和5年8月31日
仮運用開始日	令和5年9月15日
本運用開始日	令和5年10月1日

6 組合事務用サーバー機能構築要件

- (1) 組合事務用パソコンを7台接続できるサーバーとすること。
- (2) 組合事務用サーバーに500Gb以上のデータ保存領域を確保すること。
- (3) 火葬簿管理システムを斎場予約システムの機器又は霊園管理システムの機器内に構築することとするが、機能面や安全面等からNASの設置の方が有効である場合はNASの整備を行うこと。
- (4) 午前7時から午後7時までの間いつでも利用できること。
- (5) 組合職員のPC端末から利用できること。なお、サーバーへ接続に必要なライセンス費用などはすべて提案価格に含めること。

- (6) 既存の組合事務用サーバーのデータを移管すること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成するために必要な内容や性質上当然必要になる内容については、記載の有無にかかわらず受託者の責任において完備すること。

7 サーバー保守要件

組合事務用サーバー機能のサーバー保守要件は斎場予約システム更新事業又は霊園管理システム更新事業と同様とする。なお、NASを整備する場合は同等の保守内容を提案すること。

8 セキュリティ要件

組合事務用サーバー機能のセキュリティ要件は斎場予約システム更新事業又は霊園管理システム更新事業と同様とする。なお、NASを整備する場合はセキュリティ内容を提案すること。

9 実施体制

- (1) 責任者
責任者を定め、組合に報告すること。
- (2) スケジュール
スケジュールを作成し、組合に提出すること。

10 完了検査

- (1) 検査は、組合事務用サーバー機能が本仕様書に示す要件を満たしていることを確認するものとする。
- (2) 検査は、別途更新を予定しているパソコンで、従来どおりの作業ができるかを確認するものとする。

11 その他

- (1) 再委託
 - ① 一括再委託の禁止
受託事業者が、事業を一括して第三者に委託してはならない。ただし、事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ組合の同意を得るものとし、再

委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うものとする。

② 再委託先の要件

再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律の第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

③ 再々委託の禁止

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）してはならない。

(2) 守秘義務

個人情報、組合が秘密と指定した事項及び事業の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権の取り扱いは、次に定めるところによる。

① 本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、組合に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む。）したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

② 本事業の成果物等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権等（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれている場合、当該権利は受託事業者に留保されるが、組合は事業の成果物等を利用するために必要な範囲において、当該権利を無償で利用できるものとする。

③ 受託事業者は、組合に対し著作権人格権を行使しないものとする。

(4) 契約不適合責任

本事業に係る成果物が契約の内容に合致しないことが引渡し後6か月以内に判明した場合、組合は受託事業者に対し受託事業者の費用により追完することを請求できるものとする。

(5) 損害の賠償責任

本事業の実施にあたり組合又は第三者に損害を及ぼしたときは、組合の責任に帰する場合を除き、受託事業者が損害の賠償費用を負担するものとする。

(6) 期間満了時の対応

本事業の期間満了時、次期システムへのデータ等の移行に協力すること。

(7) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託事業者は組合と協議を行うこととする。

(8) 組合事務用パソコン

組合事務用パソコンの入替を令和5年度に予定している。事務用サーバー機能の構築状況を考慮して納入事業者の選定を行うので、事業者が決定した際は組合事務用パソコンの設定に協力すること。